

展示会へ出展を検討中の事業者の方へ

西尾市企業見本市等出展支援事業補助金

を**活用**してください！

【補助額】 出展料+小間装飾費の2分の1

最大 **30** 万円

※予算範囲内での交付事業となります。



ココが  
変更！

全業種が対象！

オンラインも対象！

小規模事業者を優遇！

申込期間は令和4年4月1日～6月30日です！

詳しくは 

※補助金の交付を受けるには、**展示会の出展日前日までの交付申請が必要**となります。

### ●補助対象となる事業

取引先及び事業提携先の開拓を目的に製品、技術等を紹介する展示会、見本市、博覧会などに出展する事業。ただし、以下の展示会等の場合は除きます。

- ・ その場で小売することを主な目的としたもの
- ・ 見本市等の主催者が広く一般に出展を募集していないもの
- ・ 募集時の出展小間数が50未満のもの
- ・ 市が主催、又は共催しているもの

### ●補助対象となる事業者

以下の①から③の全ての要件を満たすもの。

- ① 西尾市内に本店又は主な事業所を、個人事業者にあつては住所を市内に有していること
- ② 市税を滞納していないこと
- ③ 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有しないこと

### ●補助対象となる事業費（消費税は含まれません）

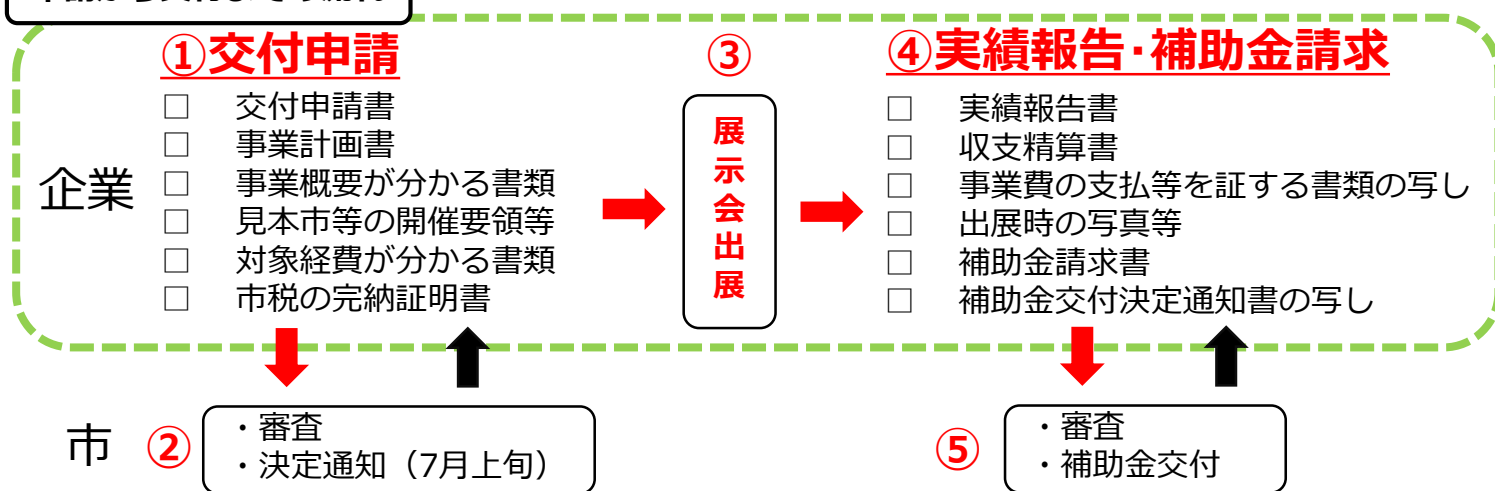
- ・ 出展料
- ・ 小間装飾費（オンライン展示会は除く）

### ●補助事業者の決定方法

6月30日までに交付申請書を申請した者のうち、下記のポイントの合計数が多い申請者を優先して決定します。

- |   |              |
|---|--------------|
| ① 過去に、西尾市企業見本市等出展支援事業補助金(以下補助金)の交付決定を受けていない | 5ポイント        |
| ② 過去3年度以内に補助金の交付決定を受けていない(①を除く)             | 3ポイント        |
| ③ 過去1年度以内に補助金の交付決定を受けていない(①、②を除く)           | 1ポイント        |
| ④ 前年度に補助金の不交付決定を受けたもの                       | 1ポイント        |
| ⑤ 中小企業基本法第2条第5項に該当する小規模企業者である               | 2ポイント        |
| ⑥ 出展を希望する見本市等の前年の出展企業の数(P)                  | P/10,000ポイント |

### 申請から交付までの流れ



問い合わせ先

西尾市 産業部 商工振興課

電話：0563-65-2158

申請書類様式等は、西尾市HPを確認してください。

西尾市 企業見本市

